

# 鹿児島県青少年保護育成条例に基づく指定に関する認定基準

(昭和 53 年 6 月 5 日 鹿児島県告示第 616 号)

改正 平成 8 年 12 月 25 日 鹿児島県告示第 1808 号

平成 10 年 2 月 25 日 鹿児島県告示第 222 号の 2

## 1 有害映画等、有害図書等及び有害広告物に係る指定

(1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

- ア 男女の肉体の全部又は一部を露骨に表現して、性的感情を刺激し、又は性的にしゆう恥嫌悪の情を起こさせるもの
- イ 性行為若しくはわいせつ的行为を露骨に表現したもの又はこれらを容易に連想させるもの
- ウ 変態性欲による行為等を表現したもの
- エ 健全な結婚又は家庭生活の秩序を破壊するような表現をして、著しく性的感情を刺激するもの
- オ 性に関する知識を教育的又は医学的観点を超えて必要以上に不自然に表現したもの

(2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

- ア 残虐又は陰惨な殺傷を刺激的に表現したもの
- イ 社会正義や法律に反する暴力を容認し、かつ、賛美するような表現をして刺激を与えるもの
- ウ 犯罪の手段又は経過を、刺激的に表現し、犯罪感情を著しく誘発するもの
- エ スリル感を刺激的に表現したもの